

会議録

和光市公平委員会

招集日時		令和4年度第3回公平委員会 令和4年9月28日(水)午後4時			開催場所 和光市役所3F 監査室	
宣言	開会	時間	午後3時50分	職・氏名	委員長 山崎 宏征	
	閉会	時間	午後4時32分	職・氏名	委員長 山崎 宏征	
参加者		委員長	山崎 宏征	委員	樫沢利博、山下麻子	
出席書記		田中局長、大塚主幹、舟越主査			会議録作成者	清水
備考						
議 事						
<p>山崎委員長:ただいまから、公平委員会を開催します。本日の議題は、議案第13号「管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」です。それでは、まず事務局から説明をお願いします。</p> <p>田中局長:この議案は、令和4年10月1日から、新たに「勤労福祉センター所長」の職が設置されることに伴い、「勤労福祉センター所長」を管理職員等の範囲に加えるものです。管理職員等とは、職員団体との関係において、当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員を指します。地方公務員法第52条第3項ただし書きの規定では、この管理職員等とそれ以外の一般職員は、同一の職員団体を組織することができないとされており、また、管理職員等の範囲は、同条第4項の規定で、公平委員会規則で定めることになっているため、規則改正を行うものです。今回、新たに管理職員等の範囲に加える「勤労福祉センター所長」は、和光市の職制上、課長補佐級に位置付けられています。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>山崎委員長:議案第13号の説明が終わりました。議案第13号について何かご意見はございますか。</p> <p>両委員:異議なし。</p> <p>山崎委員長:ところで、勤労福祉センターは以前からありましたが、所長はいなかったのですか。</p> <p>田中局長:これまで勤労福祉センターは指定管理にて運営しておりました。令和4年10月1日から、市直営の運営に変更されることとなります。</p>						

山崎委員長：分かりました。それでは、議案第13号「管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」は承認とします。本日の委員会はこれで終了します。お疲れさまでした。